

第2期吹田市強靭化地域計画 概要版（素案）

1 計画の策定趣旨【第1章】

- ◆国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を計画的に実施し、強靭な国づくり、地域づくりを推進するものです。
- ◆国においては、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づき、「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。その後、令和5年（2023年）7月には、新たな基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靭化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されました。
- ◆本市においても、基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動などが可能な限り速やかに回復することができるだけの「しなやかさ」をもった「強靭な地域」をつくりあげるための取組を取りまとめ、推進していくために、令和2年（2020年）12月に吹田市強靭化地域計画を策定し、取組を進めてきました。
この度計画期間が終了することに伴い、新たな国的基本計画を踏まえた第2期吹田市強靭化地域計画を策定します。

3 計画の基本的な考え方【第2章】

- ◆対象：地震、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）の大規模自然災害
- ◆目標：国の「基本計画」及び「大阪府強靭化地域計画」と調和を図った、4つの「基本目標」、6つの「事前に備えるべき目標」

【基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④迅速な復旧復興をめざす

【事前に備えるべき目標】

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

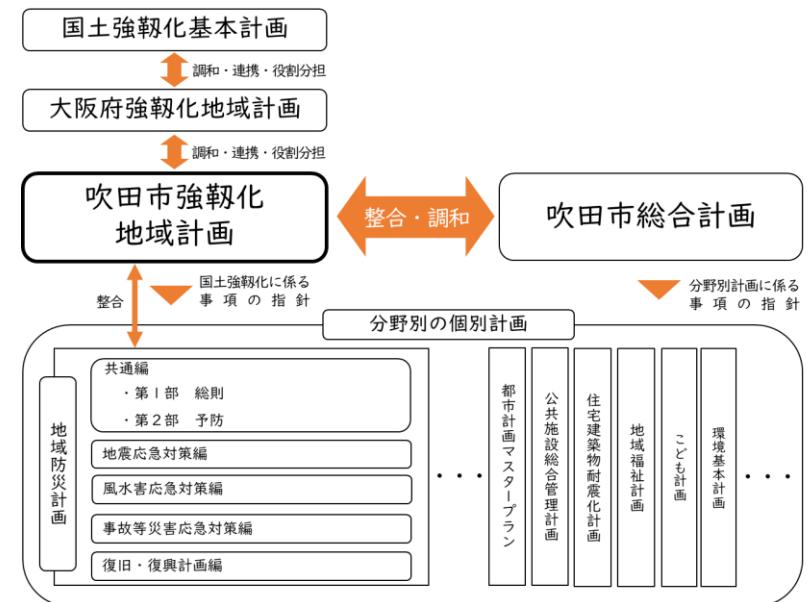
2 計画の位置づけ・計画期間【第1章】

◆計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の「基本計画」及び「大阪府強靭化地域計画」と調和を保った計画です。また、「吹田市総合計画」「吹田市地域防災計画」と整合・調和を図るとともに、国土強靭化に係る事項については、分野別の個別計画の指針と位置づけます。

◆計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）までの、おおむね3年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。



4 計画の推進【第3～5章】

- ◆起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と重点事項の選定【第3章】
本市における、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、さらに、影響の大きさと緊急度等の観点から、12の重点事項を選定しました。

◆脆弱性の分析・評価【第4章】

「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす要因を洗い出し、最悪の事態を回避するための施策に不足するものがないか等を明らかにするものです。「吹田市地域防災計画」は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を包括していることから、本計画の脆弱性の分析・評価の結果とします。

◆重点事項に対して特に取り組むべきものと指標の設定【第5章】

「起きてはならない最悪の事態」の重点事項に対し、特に取り組むべきものと指標を設定しました。本計画で設定した指標を毎年度把握、評価するなど、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組を推進します。